

## 明治・大正期における「精神薄弱」児の教育について

(1)

千村 洋 一 朗

## (はじめに)

「精神薄弱」児を対象とする教育は現在、学校教育の中に制度的に位置づけられ、人的にも物的にも特別に配慮された「学級」や「学校」で特殊教育(東京都では心身障害教育)として行われている。

明治5年(1872)「学制」頒布以来120年をこえる日本の「近代教育制度」の歩みの中で「精神薄弱」児の教育は、盲・ろう児の教育に比べて歴史が浅く、民間の治療教育施設は別として明治40年(1907)、東京高等師範学校附属小学校に特設された補助学級が最初とされている。東京市においては、大正9年(1920)、「各区毎に一学級乃至二学級」の「促進学級(補助学級)」を特設することになり(この年、市直営の林町尋常小学校と大平尋常小学校の二校に設置)、制度としての「精神薄弱」児の教育の歴史の流れが始まり、戦後の教育改革を経て今日に至っている。

本稿は「制度化」以前の明治・大正期において、学者、研究者、教育(行政も含めて)関係者、そして世論は「精神薄弱」児をどのように観ていたのか、そしてその教育をどのように考えていたのか、換言すれば、当時の「精神薄弱」児観、教育観について、「東京」に視点をあてながら、主として、教育雑誌の記事や論文等を手掛かりとして調べてみたものである。

今、学校制度の中で流れている「精神薄弱」児の教育の源流を、「制度化」以前の関係者の意識のなかにもとめ、「現在」を観、そして、将来につながる「教育の原点」にふれてみたい、というのが本稿のささやかな目的である。

本目的のために今回調べた教育雑誌の主なものは次の三誌である。

「教育時論」 明治18年(1885)創刊、昭和9年(1934)廃刊まで1762号を発行、「内外教育及学術上ノ事ヲ論記シコレヲ世人ニ報導シ以テ我が邦教育ノ改進普及ヲ謀ル」ことを目的として発刊、発刊期間最長の教育評論雑誌。開発社発行。

「東京市教育時報」(創刊時)東京市教育会(明治33年設立)の機関誌、月刊、本誌は「東京市教育事項並東京市教育会の報告其他内外教育に関する一切の重要事項を掲載し東京市教育の普及上進に資」する目的で発行。当初は「東京市教育時報」、のち「東京教育時報」「東京市教育会雑誌」、「都市教育」等と改称。

「東京府教育会雑誌」(創刊時)東京府教育会の機関誌。当初は「東京府教育会雑誌」のち、「東京教育雑誌」、「東京教育」等と改称。

本稿(1)では「学制」実施より明治30年代の後半期までのまとめを行った。引き続き大正期まで調べをすすめる予定である。なお、本調べと併行して、前記三誌に掲載された「精神薄弱」児・教育関係の記事、論文等一覧(内容要旨を含め)を作成した。(「教育雑誌における『精神薄弱』児・教育関係資料目録」)が、これについては別の機会に発表する。

なお、「精神薄弱」という用語については、「科学的」な、又は「人道上」等の観点から、近年、問題が提起され、これに代わる用語の検討が行われている状況にあるが、本稿では「種々の原因によって、精神発達がおくれ、このため知的能力が劣り、自分の身の辺のことがらの処理や社会生活への適応がいちぢるしく困難なもの」(「岩波教育小辞典」)として本用語を用いた。

また、教育雑誌については、茂木俊彦、高橋智、平田勝政著「わが国における『精神薄弱』概念の歴史的研究」(多賀出版、平成4年2月)中「資料7」の戦前の関係諸雑誌における「精神薄弱」関係資料目録を参照し、調査にあたった。

### 1、「最も憫ムヘキ存在」としての「痴者」の教育

「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」して頒布された「学制」(明治5年—1872)には、尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学と並んで「其外廢人学校アルヘシ」(第21章)と規定されている。この「廢人学校」については、他の小学のような具体的な規定はない。

維新政府の施策にもかかわらず、学齢児童の就学率が低迷を続ける中でこの「廢人学校」は設立されることなく、明治12年(1879)、「教育令」の時代を迎える。この間、「精神薄弱」児については、制度的な教育施策が行われなまま彼等は事実上「不就学児」として推移し、もっぱら家庭における「監護」や医学(術)の対象範囲にあったと思われる。「教育令」の時代(明治12年—1879～明治19年—1886)においても、「精神薄弱」児は、法令上、一般の「学令児童」として、「父母後見人等」の就学責任の範囲に含まれるに止まり、特段の規定もなく、「不就学児」として推移していったと思われる。

この時期から、教育雑誌に、「精神薄弱」児の教育に関する論文や記事等が散見されるようになるが、これらは当時の日本の教育現実に根ざしたものでなく、いずれも外国の紹介が中心となっている。

例えば、近藤鎮三は「白痴教育説」(「大日本教育会雑誌」第17号、明治18年—1885—3月)で外国人二氏の説によりながら、「白痴児」について、医学的な説明を行い、「白痴者ヲ教育センニハ其未タ白痴タルヤ否ヤヲ弁セス生誕以来未タ白痴ノ質ヲ顯サザル時ニ始ム可シ苟モ其痕跡ヲ顯ハスニ到ラハ如何ナル良法モ其効ヲ奏スルコト難カラン」とその早期の対応の必要性を説く。そして、さらに、「身体自然ノ發育ノミニシテ思想発達セス又精神發育ノ道閉塞シ又ハ不完全ニシテ教育ノ難キヲ前知セハ到底之レヲ教育スルヲ得ベカラサルナリ」と続け、最後に同氏の「白痴院」に入院中の白痴児の教育事例を紹介し、

「我院中ノ白痴教育ノ主義ハ只看護ヲ専トシ又看護ハ監察ヲ嚴ニスルニアリ」と結んでいる。

時期が前後するが、前年(明治17年—1884)手島精一が署名入りで「廢人教育説痴者之部」と題する論文(日本人による「精神薄弱」児の教育に関する雑誌論文として恐らく最初のものと思われる)を「大日本教育会雑誌」(第5号、明治17年—1884—3月)に、(1)(2)にわけて掲載している。

この論文の(1)で、手島は、まず「廢人ノ中教育スヘキ区域内ニ在ルモノハ盲聾啞及ヒ痴ノ三者」とし、「開明諸国ニ於テハ官立私立或ハ民立ノ学校アリテ此輩ヲ教育スルコト已ニ久シ我邦ニ在リテモ近來一二ノ盲啞院ヲ創立シテ其教育法ヲ施スモノアリト雖モ未タ痴者ヲ訓導スル学校アルヲ聞カス」と、当時の日本における「痴者」の教育の立ち遅れを指摘する。続けて、「目能ク視耳能ク聴キ口能ク言フモ」「人ノ最も貴重ナル精神ノ靈覺ニ欠クル所アルヲ以テ」「皆其働キヲ為」すことのできない「痴者」こそ廢人中で「最も憫ムヘキ」者の「第一トナスナリ」として、「痴者」の教育論に入る。

彼は、当時の「痴者」の数について、「明治12年統計院」による「山梨県下甲斐国ノ人別調」を基に、全国でほぼ、4万人前後と推算する。

本論に入り、「痴ノ原因」、その程度による痴者の分類、痴者の「精神ノ景況」(アメリカ マサチューセッツ州の病院における実情を詳細に紹介)等について述べ、(2)に続く。

ここでは、「痴者教育法」が最も盛んであったアメリカ(痴院数11)、次いでイギリス(同じく8)その他ドイツ、フランスにおける寄宿制による痴者の教育法(「簡ヨリ繁ニ及ホスノ順序ハ普通教育法ト大同小異」)について、5ページにわたって紹介している。そして、最後に、これらの「方法ニ依リテ痴者ヲ教育スルコト四年乃至八年ノ後ニ至リ、適當ノ保護者アルトキハ自カラ生活ノ道ヲ得ルコト難カラス現ニ某痴院ニ於テ教育シタル痴者五百人中八十一人ハ自營ノ途ニ就ケリ」等と痴児教育の成果を紹介しつつ、「痴者ニシテ智者ニ伍シ此繁劇ナル活發社会ニ立チテ有用ノ人タルコト固ヨリ難シト雖モ之ヲシテ放棄ニ付セシメ教育セサルニ比セハ畜ニ親戚中ノ繫累者

「タラサルノミナラス亦将ニ廢人ニ終ラントス」と述べ、「教育ノ功」の大なることを強調している。

明治10年代の後半、当時の教育雑誌に発表された「精神薄弱」児の教育に関する数少ない論文の一つとして、上記のほか、「ダビス氏述、関藤成緒訳、波士敦教育雑誌鈔—精神薄弱ナル児童ノ教育ヲ論ズ—」（「教育雑誌」第167号、明治15年—1882—8月）がある。これは外国人によるものであり、日本人の署名入りで発表されたものは、知られているものとしては手島、近藤による前掲の二論文である。そして、これらの論文において、痴者（児）は憐れみの対象としてうけとめられ、その教育は、本人や家族の幸福に関わる問題として論じられている。

## 2. 「国家」「政府」の問題としての「痴者ノ教育」

この手島の論文から6年後の、明治23年（1890）、河野於菟麿は「白痴者ノ教育」（「教育報知」第207号、明治23年—1890—3月）で「白痴者」の教育を「本人の幸福」から広く、国家、政府レベルの問題としてとりあげ、その必要性を論じている。

河野は「白痴者」（「脳不完全ニシテ、其働キ極メテ痴鈍ナルモノ」）の教育について次のように述べている。

「今ヤ聾啞ノ如キ不具者ト雖モ、幸ニ教育ノ徳沢ニ浴スルヲ得ベキ時世」において、「此等多数ノ不幸者ヲシテ其俛其生ヲ空フセシメ、而モ人間普通ノ幸福ヲ得セシメズ、且ツハ遂ニ国ノ蠱害物トシテ終ラシムルコト吾々教育者ノ甚ダ遺憾トスベキ処ニアラズヤ。否苟モ文明国ノ志士タル者、決シテ放棄スベキ処ニアラザルナリ」。更に続ける。「若シ夫レヲ教育シテ、假令ヒ其幾分ニテモ普通有用ノ人間タラシムルコトヲ得レバ、則チ是レ吾人ノ同胞ニ対スル義務ヲ尽シタルモノト言フベク本人ノ幸福、吾人ノ愉快否国家ノ利益、政府ノ義務豈之ヲ顧ミズシテ可ナランヤ」と「白痴者」の教育の必要性を「国家ノ利益」「政府ノ義務」とも関連させて強調している。そして河野が取調べた西洋諸国における「事蹟」について17世紀中葉にさかのぼり、その概略を説明している。最後に彼は「白痴教育ノ方法」を述べ、「近世諸教育者ノ実験スル処」により、「凡ソ白痴学校生徒ノ三分ノ一ハ、若シ幸ニシテ早く其治療ヲ施シタ

ルモノトナランニハ、概シテ普通有用ノ人物タラシメルコトヲ得ベク、他ノ三分ノ一ハ稍ソノ知力ノ劣リタルモノトナリ、残余ノ三分ノ一ト雖モ、社会ト家族ノ厄介ヲ免カレシムルコト丈ケハ先ヅ間違ナキモノノ如シ」と教育の効果を説く。ちなみに、この翌年、日本で最初の精神薄弱施設「滝乃川学園」の前身である孤女学園が石井亮一により東京に設立されている。

その後、学齢児童の就学率は漸次上昇を続け明治33年（1900）には80%を越える。そして、この年改正された小学校令で「学齢児童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官庁ノ認可ヲ受ケ学齢児童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得」（第33条）と規定された。

明治20年代、「教育時論」（以下「時論」と略称）には次の論文が掲載されている。

- (1) 「鈍児学校」 (1) 第221号（明治24年—1891—6月）
- ” (2) 第222号（明治24年—1891—6月）
- (2) 桐谷文平 「不良児童の研究について」(第385号、明治28年—1895—12月)
- (3) 谷本 富 「教育学と精神病学及犯罪学」(第412号、明治29年—1896—9月)

(1)は、「産業革命時代の独逸国」の工業中心地における「鈍児学校」の実状についての紹介である。この鈍児学校は、「白痴者」を対象とするものでなく「智性的の遅鈍者」であり、「鈍児に教育を加えれば遂には白痴に陥るの恐れ」があり、又「普通の学校に入る時は、他生徒の進歩を妨害するの患」があるため特別に設置された学校である。本文では、「鈍児学校の目的及其組織」「其教授法」などが説明され、特にフレーベルの教授法を応用し「教授の丹精により鈍児が微弱ながらも情緒を開発し、概ね絶無なる意志を提醒し、又秩序を遵守せしめ徳性を涵養」「其天性の善なる所は務めて之を養育し、其不善なる所は順序に之を改良せんと務」めている学校の教育実践の様子が詳説されている。

(2)は、教室の児童の中には「身体上」「心意上」の欠点のあるものが見られこれらの「児童を観過マシ

去るときは、或ものは課業の負担に耐へずして疾病に陥り或は彼等の権利たる教育も杜絶するの止むを得ざるに至る」と述べ、更に「世人は聾児盲児或は啞児の教育せざるべからざるを知る。然れども其神経系に欠点ある児童……は多く観過せらる。聾児盲児の特別教育を受くるが如く此等の児童にも特に注意するの価値あらずや」とし、そのための児童研究の必要性を説いている。ここでは、在学児童をとりあげており、未就学の「精神薄弱」児については触れていないが、教育を子どもの権利として認識し、「身心に欠点あるもの」に対する教師の注意を喚起している点が注目される。

### 3、「白痴」児のために「特別の教養所」を

(3)は「現今我が国教育界の学術及び事業の進歩、まだ極めて幼稚にして、その範囲の狭隘なるを嘆ずるの余り、聊か教育家教育学者の猛省を請はんと」して書かれた論文である。この中で谷本は、当時の「学者も教育者も、其の講究し、経営し、施設する所は、獨り通常の児童の上に注意するのみにて、他の常ならざる者既ち白痴、病児、不具者等には稀に留意する者あるのみなり」と嘆ずる。そして「彼の国には、白痴、病者、不具者等に関しては『ペタゴギッセ パトロジー』即ち教育的病理学、『ハイルスベタゴギック』即ち治療的教育学などの存するに比して、豈遜色なきを得んや」。

更に続ける。「教育の目的は未熟の者をして成熟する人たらしむるにあり。……既に未熟者と云はば、夫の白痴者の如きも亦其の中に導入せらるべき筈にあらざるか。……此等の者を放擲して顧ることをなさざるは、果して教育の教育たり、教育学の教育学たる面目を傷つけざるか」と、厳しく教育者、教育学者に問いかける。

学齢児童の就学率が70%を下まわる当時の社会において、彼は「就学し得べき者にて就学を怠り居ると、到底就学に不適當なりとして度外視せられ居る者とは其の数の多少に拘わらず、之れが注意の価値は俄に軽重し易からざるなりと信ず。……此の白痴なる者は其父兄教育を欲せざるにあらず、……ただ教育に不適當なりとして学校門外に排拒せられるとは、余はこれにつきて多少憐憫の情なきを得ざるな

り」と、その真情を吐露している。

ここでは、教育を受ける「権利」とか「保障」という言葉こそでていないが、「教育の機会をすべての子どもに」という、谷本の考えを窺うことができる。

谷本は更に、白痴とともに犯罪の癖ある児童の教育問題にもふれ、これらの「児童に施すべき処分は、真の定義における教育学の範囲以外にあるべしと信ず。教育家と医家と相待<sup>マ</sup>ちて協力すべきものなりと信ず。従ふて之を他の通常児童と同一の学校、同一の教場に容れて教育すべきに者にあらず。即ち之れがために離隔せる特別の教養所あることを望」んでいる。ここで、谷本は「白痴児」のためには、一般の学校とは別の教育施設の構想をもち、最後に米国(28院)、英国(26)、仏蘭西(52)、独逸(69)に比べ、日本には痴児院は全く存しない事実を指摘し、施設の必要性について読者の理解をもとめている。ちなみに、当時東京高等師範学校の教授の職にあった谷本のヨーロッパ留学(1899~1902)の前の論文である。

### 4、「劣等児」「遅鈍児」の教育

明治33年(1900)を境として、教育雑誌には、白痴と並んで劣等生、鈍児の教育など「特殊教育」に関する「啓蒙」的な記事や論文が目立ってくる。

例えば、明治33年6月15日発行の「時論」(第546号)には「特殊教育に関する研究」という記事がでていいる。まず「吾が国教育の事業日に月に隆盛の運に向かひ、殊に国民一般の注意を惹くに至れるが、誠に頼もしき現象なり」としながら、「其の範囲多くは普通教育もしくは一般教育に関するものにして、盲啞教育、不良少年感化教育、孤児教育等特殊の教育に就いて、世人の注目するもの少く、此の種事業の微々たることを諸外国に対しても恥かしき次第」として、「吾等は此等事業の当局者が熱心その事業を吹聴して世人の蒙を啓くに尽力せんことを望む」と結んでいる。ここでは特に、「精神薄弱」児の教育については具体的にふれていないが、「一般」以外の「特殊の教育」に関心を向け世論を喚起しようとする姿勢が読みとれよう。

明治34年に入ると、「東京教育雑誌」(第136号、明治34年—1901—3月)に、「特殊教育を施すべき児童

(遅鈍者)の取扱方」という記事がみられる。これは「東京府立師範学校同窓会調査部員」による、「小学校令第五章第三十三条第一項中に規定せらるる癡癩白痴又は不具廢疾の児童」以外の「普通児童と共に発達進歩すること能はざる情況にある児童、即遅鈍者の取扱は如何にすべきか」に就いての研究報告である。ここでは、「精神の発達遅緩にして其智識は普通一般尋常の学齡児童程に発達せずして、年齢不相応に幼稚なる者(遅鈍児童)の教育について述べられているが、小学校で「持てあまつつある」実情にふれ、「遅鈍者のために特別教育を施すべき数個の学校を創設するは最急務」としながら当面の対応を列挙している。学齡児童の就学率がほぼ90%に達するこの時期、小学校における「遅鈍児童の取扱」に腐心する関係者の様子がわかる。同報告は「遅鈍児童は普通児童より分離」し、東京市では「各区内外小学校をして、協議の上同年令なる遅鈍児童を分担して引受け之を教育する方法を講ずべし」とし、さらに「普通の教育手段を提げて之に臨むこと能はざる者は、亦之が特別なる研究を積み特別なる方法を発見し、以て教育の普及進歩を企画せざる可からず」と結んでいる。

この年の4月から、文部省は「精神薄弱」児の指導のため、東京高等師範学校研究科に榊 保三郎博士による「教育病理学」の講義を一年間開講した。

##### 5, 東京市教育会「不具者教育に関する調査」を実施

同じくこの年には、東京市教育会調査部で「不具者教育に関する調査」が行われている(「時論」第584号, 明治34年—1901—7月)。これによれば「不具者を教育すべき学校」を(1)盲人学校, (2)啞人学校, (3)痴人学校の三種類とし、「本市は速に盲人学校啞人学校各一個を設立するの計画をなすべし」「痴人学校は既設の痴人学校を補助し其方法成績等を調査し更に方策を立つるもの」としている。東京市教育会では同年7月18日に調査部会を開催した。委員の中には江原素六, 寺田勇吉, 辻新次, また顧問の中には留岡幸助, の名前もみられる。協議の結果「痴人学校」については、前記, 調査の結果を評議委員会で「確定」することとした(「時論」第586号, 明治34年—

1901—7月『東京市教育会の新計画』)。その後更に、同教育会では「不具者教育方法に関し……各専門家に囑託して種々調査」を行った結果「先ず盲啞に対する市立の学校を建設し……痴人教育は尚ほ専門家の再調査を依頼することとした(「時論」第594号, 明治34年—1901—10月)。「専門家」の氏名, 「再調査」の結果については「時論」や東京市教育会の雑誌による限り明らかではない。その翌月の「時論」(第596号, 明治34年—1901—11月)には、「特殊教育制度を調査すべし」という記事がある。ここでは「盲人教育, 聾啞教育, 白痴教育等特殊の教育は一般教育と共に発達せしめざるべからず」とし、「此等の教育は本人をして幸福を享けしめんためのみならず, 国家社会が各人の能を尽さしむる利益の為に必要」であるとのべられており, 特殊教育が国家社会の利益のためにも必要であることが強調されている。

##### 6, 「白痴学校」の全国的な設置を提唱する元田作之進

明治36年(1903)に入ると, 元田作之進(立教中学校長, ドクトルオブフィロソフィ)の「日本に於ける教育制度以外の教育」と題する文章(東京市教育会における講演記録とみられる)が「東京教育時報」に掲載されている(第34~36号, 明治36年—1903—7~9月)。海外生活10年の経験を有する元田は「日本の教育制度は, 普通の脳髓を有して居り, 多少の資産を有し, 普通の健康体であり, 普通一般の日本国民の児童を教育するに備って居る所のもの」であって「此以外」の盲者, 啞者, 貧者, 白痴には「適合らない」ことを指摘し, 外国には, 「斯ういふ制度が立派に備って居り, 「確かに政府が彼等に向て, 一つの教育制度といふものを, 立てることも出来るし, 民間に於ても立てることが出来る」という。教育というものは, 「能くなる人間許りを能くするのではなくして, 能くなりにくい人間を能くするのは吾々の責任である」。「立派な人間であって, 教育法無き為めに, 教育制度は, 白痴を度外視して居る為めに, 馬鹿として, 世間から一種特別のもの、如くに見られ居ることは, 人道問題にとりまして, 実に涙のながるるやうなこと」であるとし, 「斯ういふことを考へたならば, 草鞋を穿いて奔走しても白痴学校が各

地に一個所」, いや「各府県に少くとも一二ヶ所位」設立してほしいと関係者に呼びかけている。日本の教育制度の「空白」を指摘し、「屑として棄てて仕舞った不生産的な人間が生産的な人間になることを考へたならば、實に是は国民として一日も棄て、置くことの出来ないこと」という言葉には、元田のヒューマニティが窺われる。

### 7. 小学校に「特別級」の設置を — 中島半次郎 —

この時期になると、「精神薄弱」児のうち、就学免除の対象となる「白痴」児と並んで、「就学率」の上昇にともなって、小学校に在籍している「劣等児」「遅鈍児」の取扱に関する記事、論文が目立ち始めてくることについては、すでに触れたところであるが、「制度」に関するものとして、中島半次郎（早稲田大学講師）は、「教育学術界」に「小学校に特別級を設くべき意見」を發表している（第7巻第3号、明治36年—1903—5月）。

「一般の人の子弟」を收容して教育を行う「普通教育国民教育」において「子弟の境遇雑多なる」事情により「千種万様の人が同じ教育を受けつつある」現状に、まず中島は注目する。そこで、彼は二つの問題を提起する。

「第一此千種万様の人を同じ一定の法式で以て教育して果して普通の人普通の国民を作り得るか。」「第二如何に普通教育は普通の国民を作るからと言って児童の個性を伸ばすといふ注意を怠ることは出来ぬ、所謂平等の中に差別を寓し、一個の人として一個の国民としての資格を為さしむると共に、また或る特殊の個性を發揮して世に立たしむるやうにせぬればならん<sup>マ</sup>、それが今の如き遣り方で果たして出来るか<sup>ドーカ</sup>」。そこで、小学校に「極めて粗暴不規律な者だけを特別に教育する級」と「極めて薄弱な極めて遅鈍な性質を持って居る者だけを教育する級」とを設けて教育する必要があると説く。彼は後者の学級を設置する必要について三つの理由をあげている。

「第一には脇の生徒に迷惑を及ぼすことを拒ぐ」のと、「第二には当人のために特別の教育法を施したい」と「第三には教育的病理学の上から療治したい」という理由である。これらの生徒は「白痴でこ

そ無けれ、不具者でこそ無けれ、言はば白痴不具者と近い者」であり「白痴教育不具者教育に要する注意と熱心とを以て教育して参るべき」であるとしている。予想される反対論、質問には説明を加えつつ、ドイツの例（附属級—Neben Klasse）をあげ、「各学級<sup>マ</sup>に必ず二級宛置くべきか、或は幾らかの学校設立組合が組合って、其組合の中に例へば感化学校一個所と愚鈍の者を教育する学校一個所を設くべきか」は適宜にまかせるとしている。なお、これらの「特別級」「特別の学校」を作っても「第一に当人自身が好んで之に入るべきか」「第二に子を思う親の情よりかかる特別級又は特殊学校に父兄が其子を送ることを拒みはすまいか」との質問に対して中島は、このことが「真実子の為めになり、父兄にとって言へばそれが其子を人に為す所以であるとするれば、須らく此の感情を抑へて、快くかかる級か学校に入るべきである」としている。さらに「此教育的の要求に一般の者が応じないならば、政府は国民を作るべき上から、法令を以て之を制裁する規程を設けても宜敷い訳」としている。心身に障害をもつ子どもに対する親の気持ち—感情—に対して、国家（政府）が、法的な制裁をもって、これに対処してもよいと明言する中島の考えには、時代の相違、当時の国民の政府に対する意識が窺われ興味深い。

ところで、日本における最初の精神薄弱特殊学級は、長野県松本尋常小学校に設けられた「落第生学級」といわれている（杉田裕「総説・精神薄弱教育」日本文化科学社、昭和48年）。これについては、なぜ「精神薄弱児」教育なのかという吟味が欠如しているという意見もある（津曲、清水、松矢、北沢編著「障害者教育史」川島書店 昭和60年）。それはさておき中島は、ここで小学校に「其尋常たると高等たるを問わず」「制度」として「特別級」を設置すべきことを意見として述べている。なお、明治35年に、小学校で「尋常一学年女子の最劣生四十余名を受け持」った女教師の経験談が報告されている（樋口かね子「遅鈍児教授の経験に就きて」「児童研究」第5巻第1号、明35年—1902—3月）。これによれば、当時、既に、事実上「特別級」を編成して教育を行っていた学校が存在していたようでもある。

## 8, 深まりゆく「特殊教育」への関心

明治37年(1904)に入ると「教育実験界」などの、教育雑誌に「劣等児」の救済や取扱等に関する記事、論文が目立って掲載されはじめてくる。

同年には、また、医学士 石川貞吉が「精神薄弱者の教育論一汎」という題で、ドイツのニュルンベルグ市で開催された(1904年4月4日～9日)第一回万国学校衛生学会の概況をのべ、この中で、「才能薄弱者に対する補助学校」について紹介している。この「補助学校」とは独立した学校ではなく「小学生の精神発達遅滞せるものを分離して一組に作り是に其精神能力に適合せる特殊の教授法を施すものにして、普通小学校内の一設備」として設けられる。中島のいう「特別級」にあたる施設であろう。1901年の統計により、補助学校の生徒の80名は「現に生産人物となれり」とその実績を紹介し、「人類社会の最も恩恵ある組織」としている(「教育學術界」第10巻、第3号、明治37年—1904—12月)。

「日露戦争」終了後、明治39年には、「戦争に勝ったのも実業が盛になったのも、学問が進んだのも基く所は全く「学齢児童の就学が男女ともに94ペルセント以上に達した「小学教育の進歩にある」という前置きに始まる「補助学校の設立の必要」という論説が「児童研究」誌に掲載されている(第9巻第5号、明治39年—1906—5月)。ここでは、就学者中には「どうしても特別に教育しなければならぬもの」が「混同されていること」を「遺憾」とし、「かかる者をいつまでも尋常の児童と同様の取り扱いをしておくのは、児童其の者のためにも又学校全体のためにも実に恐るべき弊害のあること」として特別の教育の必要性を強調する。先進の長野県における「特別級」にふれながら、「遅鈍児等のためには殆んど一つも特殊の設備」がないことを「我が国民教育の大欠点」とし、まず「師範学校の附属小学校」で試行し「能ふ可くんば別に補習学校を設立するの準備をなしたきものである」と結び、石井亮一の著書「白痴児」によりイギリスにおける「遅鈍児」のための「特別教育所」について紹介している。

また、この年、「児童研究」誌で、再び、「特殊教育を研究すべし」と題する記事で「普通一般の小学

校で教育を受けることの出来ぬ」遅鈍児、白痴等に対し「是等の人もやはり少国民の一部分で、将来国家を組織する仲間であるから、どうかして、適当なる教育を施してやらねばならない」とし、そのためには「特別の専門家」ばかりでなく、「一般の教育者も必ず相提携して研究すべきこと」を強調している(第9巻第9号、明治39年—1906—11月)。

「日清」「日露」と二つの大戦を経験し、国民の間に高まりつつあった国家意識を背景として、この時期に、国家の立場から「特殊教育」に対する、教育関係者等の関心が深まりつつあった当時の状況の一端を知ることができる。

(むすび)

「国民皆学」を標榜する明治新政府のもとで、就学督励策が続けられていくなかで、就学すべき適切な学校もないままに、その多くが在宅監護の対象となっていたであろう「精神薄弱」児に着目し、その教育の必要性を関係者に訴えた数少ない人が明治10年代にいた。手島精一、近藤鎮三はそんな人たちである。手島は、欧米における「痴者教育」の実情を紹介し、「教育の功」を説きつつ、その必要性を訴え、また近藤は外国人の説により、医学的な立場から「白痴院」に入院している児童の教育事例をあげ、特に早期の教育(看護)の重要性を説いている。

明治23年には、河野於菟麿が「白痴者の教育」を放置することは「教育者の甚だ遺憾とするところ」と自らも反省し、西欧の近世以降の教育者たちが行った教育方法を紹介し、その効果を説き、実現を望んでいる。そして、ここで特に注目すべき点は、前記手島や近藤が、痴者を憐みの対象として把えその教育の必要性を、個人、家族のレベルで論じているのに対して、河野は、これを「国家の利益」と結びつけ「政府の義務」としていることであろう。

この後も、欧米の先進近代諸国における白痴教育の実践例が識者によって紹介されていくが、明治29年、谷本富は外国における「教育的病理学」の存在を紹介、日本における白痴教育の立ち後れを嘆じ、教育学者として自らも反省する。この論文で、谷本は、白痴者に対し「憐憫の情」を抱きながら、アメリカ、ドイツ、フランス等の痴児院を紹介し、白痴

の教育施設として、一般児童とは別に特別の「教養所」を設立することを望んでいる。

明治33年の小学校令の改正を機として、法令上就学義務免除の対象とされた白痴児とともに小学校に在学している「劣等児」「遅鈍児」等と呼ばれた知能遅滞児に対する関係者の関心が高まりをみせてくる。この様子は、教育雑誌等における関連記事、論文の数の増加からも窺い知ることができる。このような時期に東京市教育会調査部では、盲人、啞人と並んで痴人の学校の設立を計画し、そのための調査を行っている。本計画は実現を見なかったが「東京市教育の普及改良を図る」(同会規則第一条)目的をもって設立された東京市教育会が教育関係者の協力を得てこのような調査を行った事実は注目すべきことであろう。この動きの背景として、当時の「時論」でも示されているように(「特殊教育制度を調査すべし」)盲人、啞人、白痴の教育は、単に個人の幸福のためだけではなく「国家社会が各人の能を尽くさしむる利益の為に必要である」という認識が関係者の中に存在していたことは否めないであろう。

なお、この2年後の明治36年、元田作之進は、東京市教育会主催の講演会で「白痴を度外視」している日本の教育制度の「空白」を指摘し「白痴学校」の設立を熱心に聴衆によびかけている。

また、これと時期を同じくして、教育学者 中村半次郎は、「低能児」「劣等児」の教育を論じ「極めて薄弱な極めて遅鈍な性質を持っている者だけを教育する級」を制度として小学校に設置することを提言している(「小学校に特別級を設くべき意見」)。

この頃から、明治40年代にかけて「精神薄弱」児の教育に関する論文等の論調には「白痴」に関わるものと「低能児」等に関わるものの二つの流れに分かれ、前者は特別の学校を、後者は特別な学級の設置をそれぞれ強く望むようになってくる。そして、これらの論調に共通してみられるものは、日本の「近代国家」としての体面に関わる強い意識であり「一日も早く欧米の先進国家のレベルに」という関係者の期待であり、また、熱い願望である。

## 引用・参考文献

- 1, 引用文献(教育関係諸雑誌)については本稿の性格上、本文の引用箇所それぞれ誌名、巻号、発行年、月を記載しているため、重複を避けてここでは省略する。  
なお本稿で引用した教育関係諸雑誌は、本文でふれた「教育時論」、東京市教育会及び東京府教育会の機関誌のほか次のとおりである。(引用順に)  
「大日本教育会雑誌」, 「教育雑誌」, 「教育報知」, 「教育学術界」, 「児童研究」
- 2, 主な参考文献
  - ・茂木俊彦, 高橋智, 平田勝政著「わが国における『精神薄弱』概念の歴史的研究」(前掲)
  - ・三木安正「精神薄弱史研究の意義と課題」(「精神薄弱問題史研究紀要」1, 昭和39年 所収)
  - ・中野善達, 加藤康昭共著「わが国特殊教育の成立」(昭和42年 東峰書房)
  - ・杉田裕著「総説精神薄弱教育」(昭和48年 日本文化科学社)
  - ・津曲裕次, 清水寛, 松矢勝宏, 北沢清司編著「障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の通史—」(昭和60年 川島書店)
  - ・荒川勇, 大井清吉, 中野善達著「日本障害児教育史」(昭和51年 福村出版)
  - ・富岡達夫著「東京の知能遅滞児教育史序説(戦前編)」(平成6年 大揚社)
  - ・文部省調査普及局編「わが国及び各国の特殊教育〈教育調査資料集 1〉」(昭和24 刀江書院)
  - ・文部省「学制八十年史」(昭和29年 文部省)
  - ・文部省「わが国の特殊教育—広報資料18—」(昭和36年 文部省)
  - ・文部省「学制百年史」(昭和47年 文部省)
  - ・〃 「特殊教育百年史」(昭和53年 東洋書館)
  - ・東京都心身障害教育百年記念会「東京都心身障害教育百年誌」(昭和53年)
  - ・東京都立教育研究所「東京教育史資料総覧」(平成3~6年)
  - ・「東京都教育史 通史編(1)」(平成6年)